

三島市議会基本条例（案） 逐条解説

（前文）

朝な夕なに秀麗富士を仰ぎ、富士箱根伊豆国立公園に抱かれた三島市は、恵まれた自然環境と歴史文化が調和しながら未来に向かって絶えず躍動していくまちである。

三島市議会（以下「議会」という。）は、日本国憲法（以下「憲法」という。）に定める二元代表制の下、地方自治体における最高の意思決定を行う議事機関として、市民福祉の向上及び市政の発展のために活動していかなくてはならない。

地方分権一括法の施行により、地方自治体は自治事務の全てを自ら決定することとなり、議会の役割と責任は重要性を増している。

議会は、憲法に定める地方自治の本旨実現を目指し、地方自治体の事務執行の監視機能及び立法機能を発揮し、自由で闊達な討議を通じて、政策立案及び政策提言等を行う責務を有する。

議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、市民参加と協働の下、公平性及び透明性を確保しながら、論点や争点を広く市民に明らかにし、市民との情報共有を進めるなど、開かれた議会としての使命を負うものである。

ここに、継続的な改革と資質の向上に努め、市民の負託にこたえていくことを決意し、議会の最高規範として三島市議会基本条例を制定する。

<前文の解説>

平成20年12月から平成23年3月にかけて開催されました議会基本条例等検討特別委員会（第3次議会改革）において定められました三島市議会の基本理念をもとに、議会基本条例を制定するに至った背景や議会基本条例の位置づけ、議会の果たすべき役割等を示しています。

主なポイントは以下の通りです。

- ・議会は、自治体の最高の意思決定を行う議事機関であること。
- ・議会は、市民福祉の向上と市政の発展を活動の目的とすること。
- ・議会は、地方自治体の事務執行の監視や政策立案、政策提言等を責務とすること。
- ・議会は、市民との情報共有を進めるなど、開かれた議会としての使命を持つこと。
- ・議会は、継続的な改革と資質の向上に努めること。
- ・議会基本条例は、議会の最高規範であること。

<用語の解説>

◎二元代表制

市長と市議会議員がそれぞれ住民から直接選挙によって選ばれ、執行機関としての市長と議事機関としての議会、それぞれが住民を代表する独立・対等な立場で相互にけん制し、適切な行政運営を図る制度のことをいいます。

◎議事機関

条例の制定をはじめ、市政の重要な事項を審議し、決定する権能を持つ地方公共団体の組織のことをいいます。憲法第93条では、地方公共団体は議事機関として議会を設置するものと定められています。

◎市民福祉の向上

福祉とは、「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味するものであり、市民生活の様々な場面において、幸福感や満足感をより感じることができるようにしていくことをいいます。地方自治法第1条の2に示される「住民の福祉の増進」と同じ意味で用いています。

◎地方自治の本旨

地方公共団体の運営を住民の意思において自ら行う住民自治と、国から独立した地方公共団体が住民に身近な行政を自らの意思と責任において自主的に処理する団体自治の2つの原則で構成される地方自治の原則のことをいいます。

◎合議制機関

2人以上の者が協議して意思決定を図っていく組織のことをいいます。これに対して、市長や県知事のように最終権限が1人に委ねられている組織を独任制機関といいます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である議会の役割と責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

＜第1条の解説＞

ここでは、議会基本条例の目的を定めています。

議会の果たすべき役割と責任を明確にするとともに、議会の基本的な考え方や取り組みを定め、実施していくことで、市民福祉の向上と市政の発展につなげていくことを目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長をいう。

＜第2条の解説＞

ここでは、この条例で使用される用語のうち、対象の範囲等を明確にすることが必要な用語について、正確な意味を定めています。

「市民」は、市内に居住する方を指しますが、議会が意思決定をして、市長等により実施される施策には、市内の事業所や学校に通勤、通学される方も対象となるものもあるため、これらの方々を含めた「市民等」という言葉も定義しています。

また、「市長等」は、市長以外に教育長や選挙管理委員会の長などを含む言葉として定義しています。

第2章 議会と議員の活動原則

（議会活動の原則）

第3条 議会は、議事機関として、公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民等の多様な意見を的確に把握し、市政へ反映できるよう努めること。
- (2) 市長等による市政運営状況について、監視機能を果たすこと。
- (3) 立法機能の強化に向けて、政策立案、政策提言及び条例提案等に努めること。
- (4) 議員間の討議を尊重し、合意形成に努めること。
- (5) 市民等にわかりやすい言葉で説明責任を果たすこと。
- (6) 継続的に議会改革に取り組むこと。

＜第3条の解説＞

ここでは、議員の集まりである議会全体としての活動の原則を定めています。

議会は、憲法第93条により議事機関として位置づけられており、その活動の前提として、公平性、公正性及び透明性を確保することを責務としています。その上で、(1)から(6)までの原則を定めています。

- (1) 議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員の集まりであり、市民等の様々な意見を受け止め、市政に反映できるように努めることとしています。
- (2) 議会の大きな役割のひとつとして、市の行政が適切に執行されているか確認し、監視機能を果たしていくこととしています。
- (3) 議会のもうひとつの大きな役割として、条例・議案の提案・修正、決議や一般質問などによる議会からの政策の立案や提言に努めることとしています。
- (4) 議会は話し合いの場であり、議員同士による様々な意見の交換を活発に行い、合意形成に向けて努めることとしています。
- (5) ホームページや議会だより、議会報告会など、様々な方法により議会活動について市民等にわかりやすく情報を提供し、説明責任を果たしていくこととしています。なお、議会報告会については第9条で定めています。
- (6) 議会基本条例は、これまでの議会改革の取り組みのまとめとして制定するものですが、条例制定後も継続的に議会改革の取り組みを進めていくこととしています。

（議員活動の原則）

第4条 議員は、主権を有する市民の負託にこたえるため、誠実かつ公正に、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民等の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議員間の討議を積極的に行い、政策立案、政策提言及び条例提案等に努めること。
- (3) 自己研鑽により資質の向上に努めること。

<第4条の解説>

ここでは、議会全体ではなく、議員個々の活動の原則を定めています。

市民の負託にこたえるため、選挙により市民から直接選ばれた議員として、誠実かつ公正に活動することを基本としています。その上で、(1)から(3)までの原則を定めています。

- (1) 議員は、市民等の様々な意見を受け止め、市民全体の福祉の向上に向けて取り組むこととしています。
- (2) 議員の多様な意見を尊重するため、議員同士の話し合いを活発に行い、条例・議案の提案・修正、決議や一般質問などによる政策の立案や提言に努めることとしています。
- (3) 議員活動をより充実したものとするため、自己研鑽を通じて、自らの議員としての資質の向上に努めることとしています。

（議長の権限と役割）

第5条 議長の権限については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）に定めるところによるものとし、その役割については、三島市議会会議規則で定めるものとする。

2 議長は、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

<第5条の解説>

ここでは、議会の代表者である議長の権限と役割について定めています。

第1項では、議長の権限については、地方自治法の第6章第4節「議長及び副議長」（第103条から第108条）の規定によることとしています。また、議長の果たすべき様々な役割については、三島市議会会議規則で定めることとしています。

第2項では、議会運営における議長の基本的な姿勢を定めています。

なお、副議長については地方自治法第106条第1項において、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときに議長の職務を行うものとされており、副議長独自の権限や役割に関する規定はないため、議長についてのみ定めています。第2項の規定は、平時から副議長に対しても求められる姿勢であると考えています。

（会派）

第6条 議員は、議会活動を円滑に行うため、政策集団として会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により構成する。

3 会派は、政策立案、政策提言及び条例提案等を行うため、調査研究に努めなければならない。

＜第6条の解説＞

ここでは、議員の政策集団である会派について定めています。

第1項では、議員は、様々な議会活動を円滑に行うため、同じような考えや意見を持つ2人以上の議員の集まりとして、会派を結成することができるとしています。しかし、議員は必ず会派に所属しなければならないということではありません。

第2項では、議員によって考えや意見にはある程度の違いもあるため、重要な計画や施策など、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派は構成されるものとしています。

第3項では、会派は政策の立案、提言等に向けて、調査研究に努めることとしています。

（災害時等の行動）

第7条 議員は、災害時等に際しては、市長等と協力し、三島市議会議員災害時等行動指針に従い、適切に行動しなければならない。

＜第7条の解説＞

ここでは、議員の災害時等における行動について定めています。

三島市議会では、平成25年4月に「三島市議会議員災害時等行動指針」を定めており、大きな被害をもたらすような災害が発生した場合などには、議員はこの指針に沿って、三島市災害対策本部や自主防災組織等と協力し、適切に行動することとしています。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加と協働）

第8条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に市民等に発信し、情報の共有に努めなければならない。

- 2 議会は、三島市議会傍聴規則に定めるところにより本会議を公開とする。
- 3 議会は、市民等の意見を把握し議会活動に反映するため、市民等との多様な意見交換の場を設けるものとする。
- 4 議会は、参考人制度による市民及び学識経験者等の専門的知見の活用に努めるものとする。
- 5 議会は、請願及び陳情の審査に際して、その趣旨を十分に理解するため、請願者及び陳情者からの意見聴取の機会を設けることができる。

<第8条の解説>

ここでは、市民と議会の関係、市民等に向けた議会の活動について定めています。

第1項では、議会は、議会の活動に関する情報を積極的に市民等に提供し、その共有に努めることとしています。

第2項では、本会議については公開とし、本会議の傍聴に関する詳細については三島市議会傍聴規則で定めることとしています。なお、委員会の公開については第14条で定めています。

第3項では、議会の活動に生かすため、市民等との意見交換の場を設置することとしています。今後、様々な方法が考えられるため、議会報告会に限定した表現はしていません。なお、議会報告会については第9条で定めています。

第4項では、地方自治法第115条の2に規定されている参考人制度において、市民や様々な分野の学識経験者などの専門的な見識の活用に努めることとしています。なお、ここでは「市民及び学識経験者等」としていますが、「市民等及び学識経験者等」の意味であり、市内へ通勤、通学される方も対象にしています。

第5項では、請願及び陳情の審査において、請願者及び陳情者から参考人として意見を伺う機会を設けることができるようにしています。ただし、意見書の提出や決議を求める陳情については、三島市議会では各会派で検討を行い、全会派が賛同した意見書や決議について本会議に上程する取り決めとしており、これらについては意見聴取の機会は設けていないことから、「意見聴取の機会を設けることができる」という表現にしています。

（議会報告会）

第9条 議会は、説明責任を果たすとともに、市民等の多様な意見を的確に把握し、議会活動に反映するため、議会報告会を行わなければならない。

2 議会報告会に関し必要な事項は、三島市議会議会報告会実施要綱で定める。

<第9条の解説>

ここでは、議会報告会の開催について定めています。

第1項では、議会の活動状況等について報告を行い、ご理解いただくとともに、意見交換等を通じて様々な意見を受け止め、今後の議会活動に生かしていくため、平成22年から実施している議会報告会を継続していくこととしています。

第2項では、議会報告会の詳細については、三島市議会議会報告会実施要綱で定めることとしています。

（議会広報）

第10条 議会は、情報通信技術の活用等、多様な広報手段を講じて、議会に対する市民等の関心が高まるよう、積極的に議会情報の発信に努めなければならない。

2 議会は、前項に定める活動を推進するため、議会だより編集委員会を設置する。

<第10条の解説>

ここでは、議会広報の充実について定めています。

議会の活動状況については、広報みしまに折り込まれて年4回の定例会ごとに配布される議会だよりやホームページ、本会議のインターネット動画配信などにより、市民等への情報の提供に努めています。

第1項では、情報通信技術の発展や時代の変化に対応し、様々な方法による情報の提供を行い、より多くの方に議会に対する関心をさらに深く持っていただけるように努めることとしています。

第2項では、議会情報発信のため、条例や規則等に基づかない任意の委員会として、議会だより編集委員会を設置することとしています。議会だより編集委員会では、議会だよりの内容の検討等を行っていますが、より積極的な情報の提供について、議会として検討していきます。

第4章 議会と行政の関係

（市長等との関係）

- 第11条 議員は、二元代表制の下、市長等との関係において、緊張感の保持に努めなければならない。
- 2 議会は、市長等による市政運営状況について、審議及び議決等を通じて、監視機能を果たすとともにその評価を明らかにするよう努めるものとする。
- 3 議員は、質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行う際、市政上の論点及び争点を明確にしなければならない。
- 4 本会議及び委員会において答弁する者は、質問等の趣旨を確認するため、議長又は委員長の許可を得て、発言することができる。

＜第11条の解説＞

ここでは、議会と市長等、行政との関係について定めています。

第1項では、二元代表制の趣旨を踏まえ、市長等、執行機関の長とは常に緊張感を持った状態を保つように努めることとしています。

第2項では、第3条の(2)に規定する原則と同様に、議案に対する質疑や討論、議決等により、市政への監視機能を果たすとともに、市政に対する評価をわかりやすく示すよう努めることとしています。

第3項では、市長等に対する質問や質疑においては、市政の課題に関する論点や争点をわかりやすく、明らかにすることとしています。

第4項では、答弁者が質問者に対して、質問や質疑の趣旨を確認するために発言をできるようにしています。第3項で論点や争点を明確にすることとしていますが、よりかみ合った、わかりやすいやり取りとするために、必要があれば、議長や委員長の許可を受けた後に、その趣旨を質問者に対して確認できるようにするものです。なお、「答弁する者」とは、市長や教育長など、執行機関だけではなく、議員発議の条例等の議案に対する質疑の場合であれば発議者の議員、また、委員会の委員長報告に対する質疑の場合であれば委員長のことを指します。

（議決事件及び執行機関委員の就任）

- 第12条 議会は、法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件（以下「議決事件」という。）の拡大に努めるものとする。
- 2 議決事件については、三島市議会の議決すべき事件を定める条例で定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、特に重要な計画及び施策等について、市長等に説明を求めることができる。
- 4 議員は、原則として法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないものとする。

<第12条の解説>

ここでは、議会の議決すべき事件の拡大と執行機関委員への就任のあり方について定めています。

地方自治法第96条第1項では、議会が議決しなければならない事項（議決事件）が15件定められていますが、同条第2項では、そのほかに条例で議決事件を定めることができることとなっています。

これを踏まえ、第1項では、二元代表制の下、議会の機能を発揮し、その責任を果たしていくため、議決事件を増やすように努めることとしています。

第2項では、どのような事項を議決事件とするかは、三島市議会の議決すべき事件を定める条例で定めることとしています。

第3項では、議決事件であるか否かに関係なく、議長が必要に応じて市の特に重要な計画や施策等について、市長等に説明を求めることができるようにしています。議決事件については、議会の本会議や委員会等で説明がされますが、本会議等の前に、任意の説明会等の開催を求めることができるように、「前項の規定にかかわらず」という記載をしています。

第4項では、二元代表制の趣旨と議会の持つ市政の監視機能という観点を踏まえ、市の様々な諮問機関や審議会等の委員については、法律などで議員の就任が定められたものを除き、原則として議員は就任しないこととしています。ただし、過去の経緯から、現在も議員が諮問機関や審議会等の委員を務めているケースがあり、個別に対応を検討していく必要があるため、「原則として」という記載をしています。

第5章 自由討議と政策提言

（自由討議）

第13条 議会は、合議制機関として、委員会において委員間の自由討議を積極的に行い、合意形成に努めるものとする。

<第13条の解説>

ここでは、自由討議の推進について定めています。

自由討議とは、市長等に対する質問や質疑とは異なり、議員同士での話し合いのことを言います。本会議と比べて構成員が比較的小人数となる委員会において、委員同士による様々な意見の交換を活発に行い、合意形成に向けて努めることとしています。

（委員会活動）

第14条 委員会は、専門性を生かし、積極的に調査研究を行い、政策立案、政策提言及び条例提案等に努めるものとする。

2 委員会は、三島市議会委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。

<第14条の解説>

ここでは、委員会活動の活性化について定めています。

委員会は、三島市議会委員会条例により、3つの常任委員会（総務委員会、福祉教育委員会、経済建設委員会）と議会運営委員会に加え、特に必要がある場合に設置される特別委員会が定められています。

第1項では、地方自治法の改正により、委員会から条例提案ができるようになったことを踏まえ、これらの委員会がそれぞれの専門性を生かして、活発に調査研究を行い、より具体的な政策立案、政策提言及び条例提案等に努めることとしています。

第2項では、委員会の会議については公開とし、委員会の傍聴に関する詳細については三島市議会委員会条例で定めることとしています。

（議員研修）

第15条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力等の向上を図るため、研修の充実に努めなければならない。

2 議会は、議員研修の充実に当たり、各分野における専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

<第15条の解説>

ここでは、議員研修の充実にについて定めています。

第1項では、議員が政策立案や政策提言を行う能力などを高めていくため、議員研修の充実に図るよう努めることとしています。

第2項では、議員研修の充実ににおいて、様々な分野の専門的知識を取り入れるよう努めることとしています。

第6章 政治倫理と議員報酬等

（政治倫理）

第16条 議員は、選挙で選ばれた主権を有する市民の代表としての自覚を持ち、高い倫理観の下、品位の保持に努めなければならない。

<第16条の解説>

ここでは、議員としての政治倫理について定めています。

議員は、二代表制の一翼を担う市の最高の意思決定機関である議会の構成員ですので、それぞれが市民の代表としての認識や高い道德心と公共心を持ち、議員としての品格を保つこととしています。

（議員定数）

第17条 議員定数は、三島市議会議員定数条例で定める。

<第17条の解説>

ここでは、議員定数について定めています。

議員定数については、三島市議会議員定数条例で定めることとしており、平成27年4月の市議会議員選挙から22人となっています。

（議員報酬）

第18条 議員報酬は、三島市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めるものとする。

2 議員報酬の改定に際しては、三島市特別職報酬等審議会の意見等を参考にしなければならない。

<第18条の解説>

ここでは、議員報酬について定めています。

第1項では、議員報酬については、三島市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めることとしています。なお、定例会の会議等を長期間にわたり欠席した場合などにおける議員報酬等の減額については、三島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例で定めています。

第2項では、議員報酬の改定においては、三島市特別職報酬等審議会における審議の結果や経過等を踏まえた上で判断することとしています。

（政務活動費）

- 第19条** 会派及び議員は、政務活動費の活用の際して、政策立案、政策提言及び条例提案並びに調査研究その他の活動に資するよう、有効かつ適正に執行しなければならない。
- 2** 会派及び議員は、政務活動費の用途について、透明性を確保し、市民等に対して説明責任を果たさなければならない。
- 3** 政務活動費の交付に関し必要な事項は、三島市議会政務活動費の交付に関する条例で定める。

<第19条の解説>

ここでは、会派に交付される政務活動費について定めています。政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定により、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付できるとされています。

第1項では、政務活動費を活用する場合には、第3条の議会の活動原則や第6条の会派に規定する政策立案、政策提言及び条例提案やそのための調査研究などのために、効果的・効率的かつ適切に使うこととしています。

第2項では、会派及び議員は、政務活動費を活用した場合、その使い道について、市民等にわかりやすく情報の提供を行い、説明責任を果たすこととしています。

第3項では、政務活動費の交付に関する詳細については、三島市議会政務活動費の交付に関する条例で定めることとしています。なお、第6条の規定では、2人以上の議員の集まりとして、会派を結成することができることしていますが、政務活動費の交付においては、特例として、所属議員が1人の会派を認めています。

（予算の確保）

- 第20条** 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

<第20条の解説>

ここでは、議会に関する予算の確保について定めています。

議会の責務を果たし、さらに機能を強化するため、必要な予算を確保するように努めることとしています。

第7章 議会事務局等の充実

（議会事務局）

第21条 議会は、政策提案機能、立法機能及び監視機能の強化を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実並びに組織体制の整備に努めるものとする。

＜第21条の解説＞

ここでは、議会事務局の充実について定めています。

議会事務局は、地方自治法第138条第2項の規定により、設置することができることされており、三島市議会では、三島市議会事務局設置条例により議会事務局を設置しています。

議会の持つ条例・議案の提案・修正等の立法機能や行政への監視機能を向上させるとともに、様々な議会活動を滞りなく進めていくために、議会事務局の調査機能と法務機能の充実や組織体制の整備を図るように努めることとしています。

（議会図書室）

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

＜第22条の解説＞

ここでは、議会図書室の充実について定めています。

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するために設置が義務付けられており、その充実を図るように努めることとしています。

第8章 最高規範性と議会改革の継続

（他の条例等との関係）

第23条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、または改廃する場合には、この条例との整合を図らなければならない。

＜第23条の解説＞

ここでは、議会基本条例と他の条例等との関係を定めています。

議会基本条例は、議会の基本的な考え方や取り組みを定めたものであり、条例の前文にもあるように、議会の最高規範となるものです。従って、議会に係る他の条例、規則、要綱等の制定や改正、廃止などをする場合には、この条例と矛盾しないようにすることとしています。

（見直し手続き）

第24条 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙の任期毎に、議会運営委員会において、市民の意見等を勘案し検証するとともに、その結果を積極的に市民等に公表しなければならない。

2 議会は、前項の検証に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じなければならない。

＜第24条の解説＞

ここでは、議会基本条例の見直し手続きについて定めています。

議会基本条例は、これまでの議会改革の取り組みのまとめとして制定するものですが、条例制定後も継続的に議会改革の取り組みを進めていくこととしています。

第1項では、この条例が制定された後、その目的が達成されているかどうか、少なくとも4年に1回、市民の意見などを踏まえて、議会運営委員会で検証することとしています。また、検証の結果について、市民等にわかりやすく情報の提供をすることとしています。

第2項では、検証の結果に基づき、必要に応じて、この条例の改正を含む適切な対応をとることとしています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(三島市議会委員会条例の一部改正)

2 三島市議会委員会条例（平成3年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(傍聴の取扱)

第17条 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員長は、傍聴人の数その他の理由により、傍聴人の入室を制限することができる。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

<参考：三島市議会委員会条例の新旧対照表>

改正案	現行
(傍聴の取扱)	(傍聴の取扱)
第17条 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員長は、傍聴人の数その他の理由により、傍聴人の入室を制限することができる。	第17条 委員会は、議員のほか、委員会の許可を得た者が傍聴することができる。
2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。	2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

<附則の解説>

ここでは、議会基本条例の施行期日と関連する条例の一部改正について定めています。

第1項では、議会基本条例の施行期日を平成31年4月1日としています。

第2項では、議会基本条例の第14条第2項に規定する委員会の公開に合わせて、三島市議会委員会条例（以下、「委員会条例」といいます。）の傍聴の取扱に関する条項を見直しています。

委員会条例の第17条第1項では、委員会の会議を公開することとしています。委員会室の広さには限りがあるため、安全面等を考慮して、傍聴を希望する方の人数によっては入室を制限できるようにしています。なお、「その他の理由」とは、危険物を所持している方など、会議を妨害し、他の方に迷惑を及ぼすと認められる方の入室を制限する趣旨で記載しています。また、本会議の傍聴についても、三島市議会傍聴規則において、同様の見直しを予定しています。

委員会条例の第17条第2項では、委員会の傍聴に関する詳細について、別に定めるとしていますが、具体的には三島市議会委員会傍聴規程として、主に以下の内容を予定しています。

- 1 傍聴席を議員傍聴席と一般傍聴席に分け、委員長が必要と認めるときは、報道関係者席を設けることができること。
- 2 一般傍聴席での傍聴には、傍聴券の交付を受ける必要があること。
- 3 一般傍聴席の定員（通常6名）を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により当選した方に傍聴券を交付すること。
- 4 報道関係者が傍聴を希望する場合は、事前に委員長にその旨を申し出ること。

- 5 以下の者の傍聴席への入場を禁止すること（三島市議会傍聴規則と同様）。
 - ・銃器その他危険な物を持っている者
 - ・異常な行動があると認められる者
 - ・酒気を帯びていると認められる者
 - ・異様な服装をしている者
 - ・会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 6 傍聴人は以下の事項を守らなければならないこと（三島市議会傍聴規則と同様）。
 - ・拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ・談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
 - ・委員長の許可なく、帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。
 - ・飲食、喫煙をしないこと。
 - ・みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - ・委員会室の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- 7 委員長の許可なく、傍聴席で録音、録画、写真撮影をしないこと。
- 8 傍聴人は、係員の指示に従わなければならないこと。
- 9 この規程に違反する傍聴人に対して、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは委員会室から退室させることができること。